令和６年　11月　15日

従業員各位

総務部　〇〇〇〇

**健康保険証の廃止とマイナ保険証への切り替えについて**

　2024年12月2日より、現在、みなさんが利用されている健康保険証はマイナ保険証に切り替えられることになります。現在の健康保険証は、切り替え後、1年間は利用できますが、まだ、マイナ保険証の登録手続きをされていない方は、扶養家族の方の分も含め、早めにマイナ保険証の登録手続きをお勧めします。なお、今後の取扱いは下記の通りとなりますので、ご案内します。

記

1.健康保険証

今、お持ちの健康保険証は2024年12月2日に廃止されますが、退職等で資格喪失にならない限り、2025年12月1日までこれまで通り使用できます。なお、2025年12月2日以降、利用が終了した健康保険証はご自身で廃棄していただく予定です。

2.マイナ保険証

　マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナ保険証の利用登録をご自身で行っていただくことで、マイナ保険証として利用することができるようになります。マイナ保険証の利用登録を行ったかが不明なときは、マイナポータルから確認できますので、あらかじめご確認ください。

　マイナンバーを会社に届け出ていない方は、マイナ保険証の利用登録とともに、会社にマイナンバーの届出をお願いします。

　マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーカードの申請から行っていただく必要があります。

3.資格確認書の発行

　マイナンバーカードを持っていない方、マイナ保険証の利用登録を行っていない方は、今後、「資格確認書」が発行されます。協会けんぽの資格確認書は、4～5年の有効期限があり、従来の健康保険証のようなプラスチック製となる予定です。お持ちの健康保険証の有効期限が切れる前に発行されることになっています。

4.資格情報のお知らせ

　今後、加入している健康保険の情報が記された「資格情報のお知らせ」が協会けんぽから発行される予定です。医療機関等で、カードリーダーが使えないときなどに、マイナンバーカードと一緒に提示することで、健康保険証として利用できることになります。9月発行予定ですので、発行されましたら、従業員各位に配布します（一部の方は、2025年1月の発行になります）。

本件の問い合わせ先：総務部担当〇〇（電話：　　　　　メール：　　　　　）

以上